

社援発 0401 第 13 号  
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県知事・市区町村長 殿

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

### 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改正について

標記については、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、福祉事務所設置自治体等が行う事務や関係様式について取りまとめているところである。

今般、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）の令和 7 年 4 月 1 日の施行に伴い、別添のとおり生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルを全面的に改正するとともに、同日から適用することとしたので通知する。主な改正の内容は下記のとおりであり、改正法による改正内容を反映したほか、それ以外の事項についても記載内容の適正化を図っている。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

### 記

(主な改正内容)

#### 【第 2 生活困窮者自立支援制度における自治体の主な役割】

- ・委託先選定に当たっての基本的な考え方や評価の留意点等に関する記載の追加
- ・支援会議の開催や地域の居場所との連携等の方法による生活困窮者の早期把握（アウトリーチ）に関する記載の追加
- ・都道府県による市町村支援に関する記載の追加

#### 【第 3 各事業等の概要】

- ・特定被保護者による事業利用の流れに関する記載を追加
- ・自立相談支援機関における住まい相談支援員に関する記載の追加
- ・自立相談支援事業と就労準備支援事業・家計改善支援事業との一体的な実施に関する記載の追加
- ・住居確保給付金の転居費用の補助に関する記載の追加

- ・就労体験先への交通費の負担軽減に資する支援に関する記載の追加
- ・事業名の変更（「一時生活支援事業」から「居住支援事業」に変更）
- ・地域居住支援事業の利用期間の延長に関する記載の追加
- ・家計改善支援事業と権利擁護支援策との連携に関する記載の追加

#### 【第5 支援会議】

- ・支援会議で取り扱う事例に関する記載の適正化
- ・支援会議の構成員として、法律の専門家（弁護士、司法書士等）及び行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる機関（ガス・電気等のインフラ事業者、個別訪問を行う民間のサービス提供事業者、金融機関等）を明記
- ・効率的・効果的な運営の観点から、案件や開催時期によって支援会議の構成員を変えることも可能である旨を明記

#### 【第7 住居確保給付金の支給】

- ・住居確保給付金の転居費用の補助に関する記載の追加

#### 【第11 その他】

- ・生活困窮者自立支援統計システムの構成や支援ツールの入力に関する記載の追加

（別添）生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和7年4月1日第14版）

※ また、本マニュアルの別添である様式類も一式添付しております。今般の改正法の施行に伴って新規で作成した様式については【新規作成】、改正した様式については【見直し】とファイル名の冒頭に記載しています。ご参考として、改正をしていない様式も添付しています。